

●サークルの加盟等に関する規則

■第一章 総則

(目的)

第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第十条に定めるサークルの加盟及び整理の条件その他に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第二条

- 一 この規則において用語の定義及び用法等は次の各号に定めるところによる。
- ① 団体の名称にかかわらず、学友会総会に加盟している団体、加盟申請中として登録されている団体及び学友会総会に加盟しようとする団体は、この規則内で「サークル」と表記する。
 - ② 「新入生」とは、その年度に東京大学教養学部に入學し、初めて本会普通会員となった学生を指す。
 - ③ 「両評議員会」とは、文化部代表評議員会および運動部代表評議員会の集會を指し、クラス代表評議員会および教員代表評議員会の集會を含まない。
 - ④ 「普通会員」とは、特に定めのある場合を除き、準会員を含む。
 - ⑤ 「所属の変更」とは、学友会規約第十条第一項が規定する区分に従い、サークルの加盟する総会を変更することを指す。
 - ⑥ 「該当総会」とは、加盟又は整理の対象となるサークルが加盟している、加盟申請中として登録されている、又は加盟しようとしている総会を指す。
 - ⑦ 「該当評議員会」とは、該当総会から選出された評議員の構成する評議員会各会を指す。
 - ⑧ 「サークルの資格」とは、以下の3つに区分される。
 - (ア) 本会の運動部総会又は文化部総会に加盟している状態。
 - (イ) 加盟申請中として登録されている状態。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に該当せず、学友会に登録されていない状態。
 - ⑨ 「加盟サークル」とは、該当評議員会により、サークルとして維持発展していく素地が整っている状態にあると認定されたサークルを指す。

- ⑩ 「加盟申請中サークル」とは、該当評議員会により、維持発展ができるかどうか観察されている状態にあるサークルを指す。
 - ⑪ 単に「サークル」という際は、「加盟サークル」と「加盟申請中サークル」の両方を指す。
 - ⑫ 「ダミーサークル」とは、専ら、学生理事会が行う援助及び部室割り振り上の、他団体への便宜を目的とした団体のことを指す。
 - ⑬ 「文代」とは、文化部代表、「運代」とは運動部代表の略称である。
 - ⑭ 「整理」とは、加盟サークルを加盟申請中サークルへ変更し、又は除名すること及び加盟申請中サークルを除名することを指す。
 - ⑮ 「普通会员」とは、特に定めのある場合を除き、東京大学教養学部学友会規約における普通会员のうち、その年度分の普通会员の会費を払った者に限られる。ただし、原則として会費を払った日以前に遡って普通会员としての権利を行使することはできないものとする。
 - ⑯ 前号の規定にかかわらず、経済的事情など、やむを得ない理由によって会費の減免又は分納を許可された者については、特に定めのある場合を除き、この規則においても「普通会员」とみなされる。
 - ⑰ 「無断欠席」とは、第十九項に定める学友会担当又は学友会担当から委任を受けた、サークルの構成員たる本会会員が、学生理事会が承認する、委任・通告のいずれも行わずに欠席することを指す。
 - ⑱ 「代表者」とは、サークルの代表者又は幹部級役員等、サークルを代表する立場にある東京大学学生（大学院生を含む。以下同じ。）のことを指し、学生理事会に対して、ウェブシステム登録その他の手段を通じ、学生理事会の指定する個人情報明らかにする義務を負う。
 - ⑲ 「学友会担当」とは、サークルが当該サークルの構成員である本会会員に課す、学生理事会とサークル間の連絡を担う役職を指し、学生理事会に対して、ウェブシステム登録その他の手段を通じ、学生理事会の指定する個人情報明らかにする義務を負う。
 - ⑳ 「会計担当」とは、サークルが当該サークルの構成員である東京大学学生に課す、学生理事会とサークル間の、特に会計に関する連絡を担う役職を指し、学生理事会に対して、ウェブシステム登録その他の手段を通じ、学生理事会の指定する個人情報を明らかにする義務を負う。
- 二 本会の目的の一つに「会員の行う学業、文化及びスポーツに関する活動を支援すること」が定められていることに鑑み、学生理事会との連絡又は予算援助等の担当となる

者は、それぞれ前項で定める「学友会担当」、「会計担当」又は担当者から委任を受けた本会会員でなくてはならない。

■ 第二章 サークルの義務

(サークルの義務)

第三条

- 一 本会において、サークルは、以下の各号の条件を満たさなければならない。
- ① 本会全体の文化もしくはスポーツの発展に貢献するものであること。
 - ② 組織を将来に維持していく意志のあること。
 - ③ 活動内容を公開すること。特に、会計状況に関して不正な収入および支出がないこと。
 - ④ 普通会员の主体的な意志で成立する団体であること。
 - ⑤ サークルの構成員の自由な討論により、活動計画・課題・目標等を定め、協力してその達成を目指すこと。
 - ⑥ スポンサー契約や出資などによって、サークルの外部の意志に拘束されていないこと。
 - ⑦ ダミーサークルではないこと。
 - ⑧ 他のサークルと上下関係又はそれに類する関係にないこと。
 - ⑨ サークルの構成員に対し、ハラスメントが行われていないこと。
 - ⑩ サークルの構成員に対し、正当な理由なしに加入の拒否及び除名をしないこと。以下に正当な理由の一例を挙げる。
 - (ア) サークル活動の遂行に一定の専門的技能を必要とする場合。
 - (イ) 試合等の出場に関して性別及び年齢等の制限がある場合。
- 二 サークルは、一年に一度、学生理事会に加盟更新書を提出しなければならない。ただし、その書式その他詳細は学生理事会が定めるものとする。
- 三 サークルは、加盟申請中サークルとして登録された年度と同年度の加盟更新書を提出する義務を負わない。
- 四 サークルが、特別の配慮を要する活動を行っている場合には、学生理事会は、該当するサークルに対し、理事会において口頭で報告することにより、前項に定める加盟更新書の記載に代えることができる旨通知することができる。

■ 第三章 学生理事会の義務及び所属の変更、加盟並びに整理に係る権限

(学生理事会の義務)

第四条

- 一 学生理事会は原則として、定例総会で、加盟サークルおよび加盟申請中サークルの、学生理事会に届出があった名称の一覧を参加者に配布しなければならない。
- 二 サークルの資格又は所属の変更が行われた場合には、学生理事会はその旨公示しなければならない。
- 三 新規加盟申請を受理しない場合、新規加盟申請を取消す場合、及び加盟を取消す場合は、理由も示さなければならない。

(所属の変更)

第五条

社会環境の変化等によりサークルの活動趣旨が変化した場合、当該サークルの要請に基づき、学生理事会、該当評議員会又は該当総会で承認されれば、所属の変更を行うことができる。

■ 第四章 加盟及び整理の条件

(申請)

第六条

- 一 学友会に加盟しようとするサークルは、学生理事会に加盟申請書を提出しなければならない。ただし、その書式その他詳細は学生理事会が定めるものとする。
- 二 加盟申請書を提出したサークルが第三条第一項各号（第二号を除く。）に定める条件をすべて満たす場合、学生理事会は当該申請を受理し、当該サークルを加盟申請中サークルとして登録しなければならない。
- 三 前項の申請の受理の可否に関し、学生理事会は当該申請を行った団体の代表者その他重要な地位にある者を招請し、又は学生理事会が適切と判断した手法により、活動状況及び意見を聴取することができる。
- 四 第一項の申請を受理する場合、学生理事会は当該サークルの希望及び活動趣旨により、当該サークルがいずれの総会に加盟すべきかを決定しなければならない。
- 五 サークルが、特別の配慮を要する活動を行っている場合には、学生理事会は、該当するサークルに対し、理事会において口頭で報告することにより、本条第一項に定める加盟申請書の記載に代えることができる旨通告することができる。

六 加盟申請中として登録された団体は、定例総会において、学生理事会の定める方法により過去半年間の活動報告を行わなければならない。

(加盟)

第七条

- 一 加盟申請中サークルが次の各号に定める条件をすべて満たした場合、学生理事会は、該当総会で当該サークルが加盟の条件を満たしたとして紹介し、該当評議員会に対し当該サークルを加盟サークルとするべきと勧告しなければならない。
 - ① 該当総会で口頭での活動報告を三回以上行うこと。
 - ② 第三条に定める義務を履行していると判断されること。
 - ③ サークルとして維持発展していく素地が整っている状態にあると認定できる団体であること。
- 二 該当評議員会が、当該サークルを加盟サークルとして承認しない場合は、理由を示さなければならない。

(整理)

第八条

- 一 加盟サークルが次の各号に定める条件のいずれかを満たす場合、学生理事会は、該当評議員会に対し当該サークルを整理することを提案しなければならない。
 - ① 加盟更新書を二回以上連続して学生理事会の定める日までに提出しない場合。
 - ② 定例の該当総会を三回以上連続して無断欠席した場合。
 - ③ 加盟サークルが第三条第一項及び第二項に定める条件に反し、学生理事会の調査をもって整理相当と判断される場合。
- 二 加盟申請中サークルが次の各号に定める条件のいずれかを満たす場合、学生理事会は、該当評議員会に対し当該サークルを整理することを提案しなければならない。
 - ① 加盟更新書を学生理事会の定める日までに二年連続提出しなかった場合。
 - ② 定例の該当総会を二回以上連続して無断欠席し、活動報告を行わない場合。
 - ③ 加盟サークルが第三条第一項及び第二項に定める条件に反し、学生理事会の調査をもって整理相当と判断される場合。
- 三 学生理事会は、定例該当総会を二回連続して無断欠席した加盟サークル及び定例該当総会を無断欠席した加盟申請中サークルに対し、警告を行わなければならない。
- 四 学生理事会は、サークルの除名処分があった際には、当該サークルに係る個人情報を削除しなければならない。

■第四章 脱退

(脱退手続)

第九条

- 一 加盟サークル及び加盟申請中サークルは、学生理事会にその旨通知することにより、学友会を脱退することができる。
- 二 学生理事会は、前項に定める脱退通知があった際には、当該サークルに係る個人情報を削除しなければならない。

■第五章 補則

(改廃)

第十条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。